

真庭市立八束小学校 いじめ防止基本方針

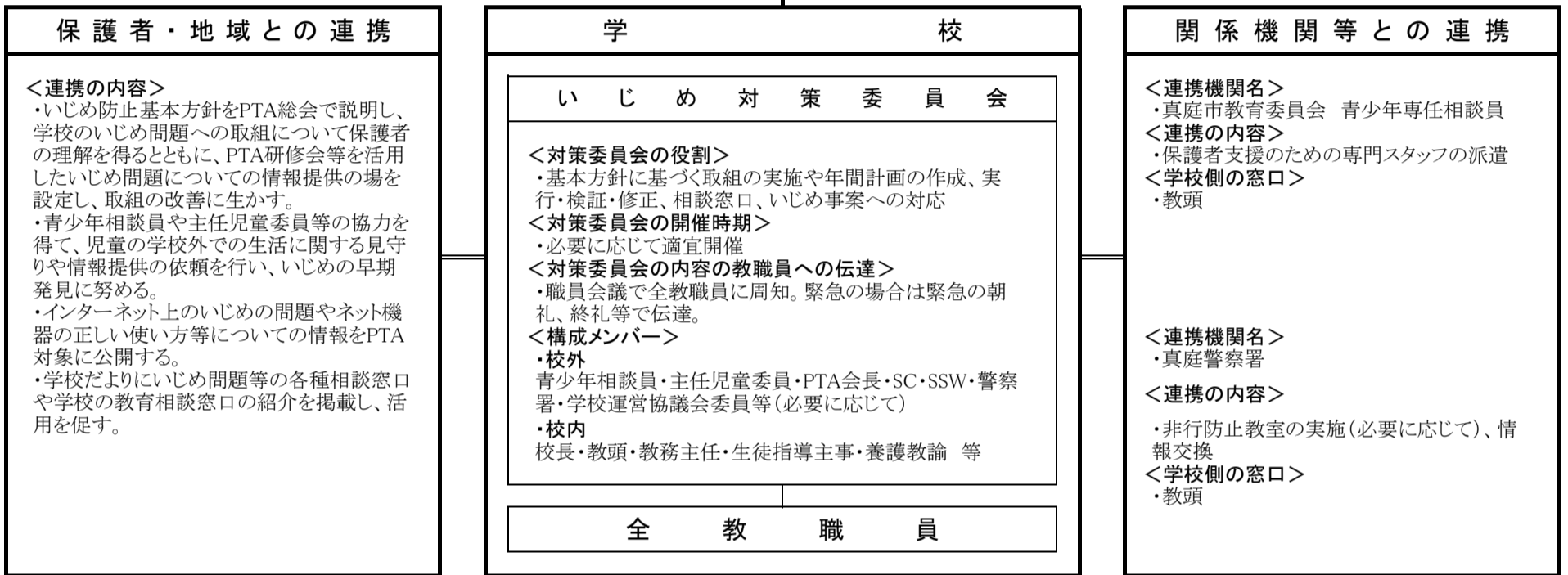
令和4年4月 策定

いじめに関する現状と課題

・令和3年度に認知したいじめの主な原因として、思いをうまく伝えられず、コミュニケーションが不足したことから起こるトラブルであったり、遊びが行き過ぎてしまったりであった。落ち着いた学級・学校づくりに努め、一昨年度からは、「いいところ見つけ」にも力を入れている。しかし、まだまだ自己肯定感は低い傾向にある。また、学校外において、インターネットに接続できる携帯ゲーム機の使用、SNS等の利用も学年に関わらずあるため、今後、それらのトラブルも懸念される。今年度も各教科・道徳科等を通して友達との人間関係の大切さやインターネットの危険性等について指導を継続する。学校全体としていじめ防止に向けて取り組んでいくためには、いじめ対策組織の確立、いじめ対策に向けての連携の強化、児童の実態把握、適切な対処のための職員研修の充実等の必要がある。未然防止に向けて、開発的生徒指導に努めていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校全体の取組を推進するため、いじめ対策委員会の構成員には学校内はもちろん、必要に応じて青少年相談員や主任児童委員・スクールソーシャルワーカー等の参加も要請し、様々な視点から意見を出し合い、よりよい指導方針を検討する場とする。
 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設け、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために年2回の集団アセスメント(Q-U)、定期的なアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有することで児童への指導に役立てる。
<重点となる取組>
 ・いじめの早期発見に向けた校内指導体制の確立や学習集団づくりについての職員研修を定期的実施する。
 ・「人権週間」に併せて児童会主体の「なかよし集会」や日常の「いいところ見つけ」の取組を行い、いじめを許さず、人を大切にする意識の高揚を図る。
 ・児童の実態把握に向けた集団アセスメント(Q-U)の実施、終礼での情報交換を継続し、全職員での共通理解を図る。



学校が実施する取組

①	<p>いじめの防止</p> <p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、関係機関から講師を招聘し、児童のネット利用時の留意点等についての研修会を行う。 ・いじめの防止・早期発見に向けた組織の立ち上げと、その活動内容の共通理解のための研修会を行う。また、同時に互いに認め合い、学び合う学習集団づくりについての研修を深める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いに認め合い、学び合う学習集団づくりを心掛け、一人一人が活躍し、充実感を感じられる場を設ける。 <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間に合わせて「人権集会」を企画・実行し、いじめ防止に向けた児童の主体的な取組を進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報を適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、学年の実態に応じて行う。
②	<p>早期発見</p> <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のための集団アセスメント(Q-U)を年2回(5月・11月)行い、分析した結果を全職員で共通理解することで、児童の生活実態を把握するとともに、いじめの早期発見を図る。 ・児童全員に定期的にアンケートを実施する。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童との人間関係づくりを心掛け、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできる相談体制を確立する。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる行動について、終礼時に情報交換し、情報を共有する機会を設ける。
③	<p>いじめへの対処</p> <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けているという事実が分かったり、その可能性が明らかになった時には、速やかにいじめの有無の確認をする。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を適宜開催する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったと確認された際には、いじめられた児童を守ることを最優先し、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを伝えることをはじめとし、毅然とした態度で対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。